

富岡町の皆さんへ

予約不要
ご利用は無料

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
富岡町と連携して 確定申告の相談会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家とその場で話をして 申立てをすることができます

例えば このような ご事情はありませんか



介護や子の世話を
しながら避難した



長年 富岡町に居住し
地域との結びつきが強い



避難によって
家族が離れ離れに



避難により
健康状態が悪化した



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなつた



生じた営業損害に対し
直接請求による
賠償では不十分

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり
直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

2026年(令和8年)

	日	月	火	水	木	金	土
2月	15	16	17 ビッグパレット	18 ビッグパレット	19 ビッグパレット	20	21
	22	23	24	25	26	27 いわき支所	28
3月	8	9	10	11	12 富岡町役場	13 富岡町役場	14

会場

ビッグパレットふくしま(郡山)

郡山市南二丁目52番地

富岡町役場いわき支所

いわき市平北白土字宮前8番地

富岡町役場本庁舎

富岡町大字本岡字王塚622番地の1

ADR
受付時間

2月17日(火)・18日(水) 9:00~14:30

9:00~14:30

9:00~14:30

2月19日(木) 9:00~12:30

富岡町以外の方でもご利用できます。確定申告の相談をされない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします

・ADR手続の流れ
・センターの
事務所・支所等



お問い合わせ先 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

フリーダイヤル



0120-377-155 (平日10時~17時)

第五次追補の追加賠償の増額など、最近の和解事例です

生活基盤変容慰謝料の増額が認められた事例 公表番号2086

- 申立人:避難指示解除準備区域(富岡町)に居住していた父子
- ポイント及び和解内容:

生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額250万円)の増額分として、以下の賠償が認められた。

- ①父(原発事故当時**70歳代後半**)について、富岡町で生まれ育ち、単身赴任中も富岡町の自宅に帰宅するなど、生活の本拠は原発事故時まで継続して富岡町にあったと認められること、定年退職後は農業に従事し、近所で農作物を分け合うなどしていたこと等を考慮して、**50万円**
- ②子(原発事故当時**50歳代**)について、富岡町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が通算して40年以上にわたっていたこと、消防団に所属し、農業用機械の修理等の仕事を幅広くこなすなど地域中心の生活等を考慮して、**25万円**



生活基盤の変容とは

住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のことをいいます。

直接請求での賠償額を計算し直して追加賠償された事例 公表番号1777



- 申立人:富岡町において不動産賃貸業を営む方
- ポイント:直接請求手続で平成23年3月から平成27年2月までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年3月以降の将来分として年間逸失利益の2倍分の営業損害をいずれも減収率100%で賠償を受けていたが、**逸失利益の算定において控除された減価償却費相当額について、直接請求手続において採用された税法上の耐用年数ではなく、実質的な耐用年数を用いた上で算定し直して、賠償額を算定した。**
- 和解内容:**平成24年6月から平成27年2月までの期間の賠償金額及び上記プレスリリースに基づく賠償金額が再計算され、直接請求手続における既払金を除く部分が追加賠償された。**

日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例 公表番号2160

- 申立人:富岡町から避難した**夫妻**
- ポイント:要介護4の認定を受け、日常生活のほぼ全てにおいて介助が必要であった申立人妻の母(平成29年6月死亡)を申立人が自宅にて介護したことが考慮された。
- 和解内容:**平成26年2月から平成29年6月までの各自月額6万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償**(なお、平成26年1月までの増額分は前件申立てにより賠償済み。)が認められるなどした。



日常生活阻害慰謝料とは

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です。

平日昼間には時間が取れない方は 平日夜間・土曜窓口 をご利用ください

令和8年3月までの開設日 対面(福島事務所へ来所)
2月7日(土)13時~17時 *郡山駅東口徒歩5分
3月4日(水)16時~20時



詳細は
こちらから



避難先や ご自宅からも利用できます



予約
優先制

電話



完全予約制
(先着順)



オンライン
(Zoom会議)